

「遺伝子組換え食品に関する品質表示基準」の 一部改正について

消費者庁食品表示企画課

「遺伝子組換え食品に関する品質表示基準」の改正について①

経緯

遺伝子組換え農産物である「ステアリン酸産生大豆MON87769系統」が開発され、食品安全委員会の安全性評価がなされたところ。

当該大豆は、従来の大豆では産生されないステアリン酸を遺伝子組換えにより産生させるものである。ステアリン酸はn-3系脂肪酸の一種であり、人や動物が摂取するとその一部が体内においてEPAやDHAに変わることが知られている。

当該大豆は、「遺伝子組換えに関する表示に係る加工食品品質表示基準第7条第1項及び生鮮食品品質表示基準第7条第1項の規定に基づく農林水産大臣の定める基準」（以下「遺伝子組換え食品に関する品質表示基準」という。）第2条における、遺伝子組換えに関する表示が必要な「特定遺伝子組換え農産物」^(注)に該当することから、同基準を一部改正するものである。

（参考）安全性評価

平成23年7月 厚生労働省から食品安全委員会へ食品健康影響評価を要請

平成26年6月 食品安全委員会が厚生労働省へ評価結果を通知

※ 厚生労働省が認可リストへ掲載予定（厚生労働省ウェブサイト参照）
（平成26年4月現在リストに掲載されている大豆15種類、トウモロコシ198種類）

（注） 組換えDNA技術を用いて生産されたことにより、組成、栄養価等が通常の農産物と著しく異なる農産物【遺伝子組換え食品に関する品質表示基準 第2条】

○遺伝子組換えに関する表示に係る加工食品品質表示基準第7条第1項及び生鮮食品品質表示基準第7条第1項の規定に基づく農林水産大臣の定める基準」－抜粋－

【定義】

第2条 この基準において、次の表の左欄に掲げる用語の定義は、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。

特定遺伝子組換え農産物	対象農産物のうち組換えDNA技術を用いて生産されたことにより、組成、栄養価等が通常の農産物と著しく異なる農産物をいう。
-------------	---

【表示の方法】

第3条 【略】

(1) 【略】

(2) 別表3の左欄に掲げる形質を有する特定遺伝子組換え農産物を含む同表の右欄に掲げる対象農産物を原材料とする加工食品(これを原材料とする加工食品を含む。)であって同表の中欄に掲げるもの

ア 特定分別生産流通管理が行われたことを確認した特定遺伝子組換え農産物である別表3の右欄に掲げる対象農産物を原材料とする場合は、加工食品品質表示基準第3条第7項の規定にかかわらず、当該原材料名の次に括弧を付して「○○○遺伝子組換えのものを分別」、「○○○遺伝子組換え」(○○○は、同表の左欄に掲げる形質)等特定分別生産流通管理が行われた特定遺伝子組換え農産物であることを記載すること。

イ 特定遺伝子組換え農産物及び非特定遺伝子組換え農産物が意図的に混合された別表3の右欄に掲げる対象農産物を原材料とする場合は、加工食品品質表示基準第3条第7項の規定にかかわらず、当該原材料名の次に括弧を付して「○○○遺伝子組換えのものを混合」(○○○は、同表の左欄に掲げる形質)等特定遺伝子組換え農産物及び非特定遺伝子組換え農産物が意図的に混合された農産物であることを記載すること。この場合において、「○○○遺伝子組換えのものを混合」等の文字の次に括弧を付して、当該特定遺伝子組換え農産物が同一の作目に属する対象農産物に占める重量の割合を記載することができる。

2 【略】

(1) 【略】

(2) 別表3の左欄に掲げる形質を有する特定遺伝子組換え農産物を含む同表の右欄に掲げる対象農産物

ア 特定分別生産流通管理が行われたことを確認した特定遺伝子組換え農産物である別表3の右欄に掲げる対象農産物の場合は、当該対象農産物の名称の次に括弧を付して「○○○遺伝子組換えのものを分別」、「○○○遺伝子組換え」(○○○は、同表の左欄に掲げる形質)等特定分別生産流通管理が行われた特定遺伝子組換え農産物であることを記載すること。

イ 特定遺伝子組換え農産物及び非特定遺伝子組換え農産物が意図的に混合された別表3の右欄に掲げる対象農産物の場合は、当該対象農産物の名称の次に括弧を付して「○○○遺伝子組換えのものを混合」(○○○は、同表の左欄に掲げる形質)等特定遺伝子組換え農産物及び非特定遺伝子組換え農産物が意図的に混合された農産物であることを記載すること。この場合において、「○○○遺伝子組換えのものを混合」等の文字の次に括弧を付して、当該特定遺伝子組換え農産物が同一の作目に属する対象農産物に占める重量の割合を記載することができる。

別表3(第3条関係)

形 質	加 工 食 品	対 象 農 産 物
高オレイン酸	1 大豆を主な原材料とするもの(脱脂されたことにより、左欄に掲げる形質を有しなくなったものを除く。) 2 第1号に掲げるものを主な原材料とするもの	大豆
高リシン	1 とうもろこしを主な原材料とするもの(左欄 に掲げる形質を有しなくなったものを除く。) 2 第1号に掲げるものを主な原材料とするもの	とうもろこし

「遺伝子組換え食品に関する品質表示基準」の改正について②

現行

平成13年に高オレイン酸大豆に関する表示基準、平成19年に高リシンとうもろこしに関する表示基準を定めた。

形質	加工食品	対象農産物
高オレイン酸	1 大豆を主な原材料とするもの(脱脂されたことにより、左欄に掲げる形質を有しなくなったものを除く。 2 第1号に掲げるものを主な原材料とするもの	大豆
高リシン	1 とうもろこしを主な原材料とするもの(左欄に掲げる形質を有しなくなったものを除く。) 2 第1号に掲げるものを主な原材料とするもの	とうもろこし

<表示例>



名 称	食用大豆油
原材料名	食用大豆油 (<u>大豆(高オレイン酸遺伝子組換え)</u>)
内 容 量	300g
賞味期限	〇〇.〇〇.〇〇
保存方法	直射日光を避け、常温で保存
製 造 者	〇〇食品 東京都千代田区△△

名 称	〇〇
原材料名	<u>とうもろこし(高リシン遺伝子組換え)</u> 、〇〇、〇〇
内 容 量	300g
賞味期限	〇〇.〇〇.〇〇
保存方法	直射日光を避け、常温で保存
製 造 者	〇〇食品 東京都千代田区△△



「遺伝子組換え食品に関する品質表示基準」の改正について③

現行

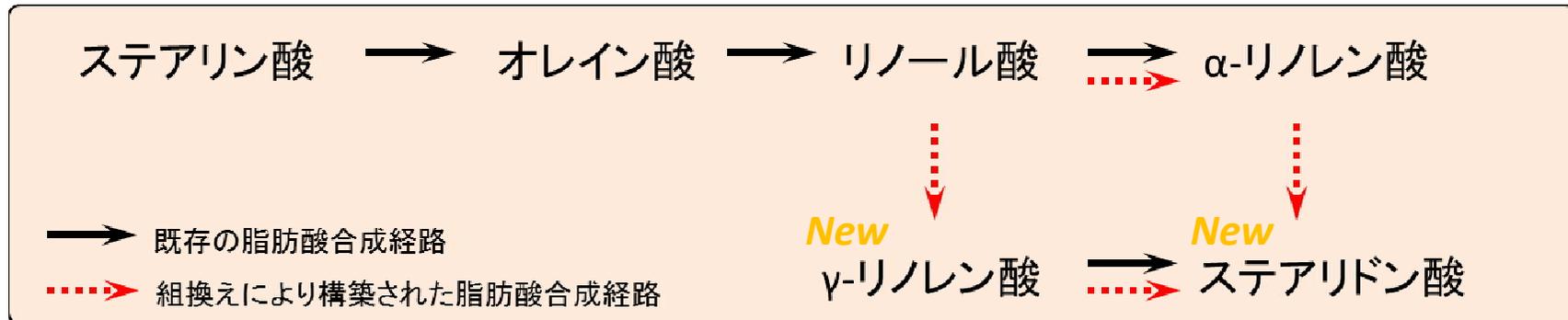
	高オレイン酸大豆	高リシンとうもろこし
特徴	・オレイン酸が増加 ・オレイン酸の増加に伴い、リノール酸及びパルミチン酸が減少	・リシンが増加
主な用途	主として食用油	主として飼料
安全性評価が終了した日 (厚生労働省が認可リストに掲載した日)	平成13年3月30日	平成19年3月23日
遺伝子組換え食品に関する品質表示基準改正日	平成13年9月28日	平成19年10月1日
表示事項	「高オレイン酸遺伝子組換え」等と表示	「高リシン遺伝子組換え」等と表示

「遺伝子組換え食品に関する品質表示基準」の改正について④

ステアリン酸の産生メカニズム

組換えDNA技術を用いて、従来の大豆では産生されないステアリン酸を産生させている。なお、ステアリン酸の産生に伴い、 γ -リノレン酸も新たに産生し、リノール酸の割合が減少する。

◆脂肪酸合成経路



◆脂肪酸組成(全脂肪酸に対する割合)の変化

脂肪酸	ステアリン酸産生大豆	従来大豆
ステアリン酸	26 %	—
γ -リノレン酸	7 %	—
リノール酸	23 %	55 %

「遺伝子組換え食品に関する品質表示基準」の改正について⑤

考え方

- 1 ステアリドン酸産生大豆は、従来大豆と比較してステアリドン酸及び γ -リノレン酸が新たに産生し、リノール酸が減少している。
- 2 ここでステアリドン酸産生大豆の表示に際し、前記1に示す従来大豆と異なる形質を全て表示させるべきかが課題になる。
- 3 従来大豆と異なる形質を全て表示するとすれば、表示すべき内容は以下のとおり。

(表示例:大豆(ステアリドン酸産生・ γ -リノレン酸産生・低リノール酸遺伝子組換え))

- 4 なお、高オレイン酸大豆は「高オレイン酸遺伝子組換え」と、高リシンとうもろこしは「高リシン遺伝子組換え」と表示することを基準に定めている。これらの表示は、それぞれ使用した大豆がオレイン酸含有量を高めるために遺伝子組換えが行われた大豆である旨、使用したとうもろこしがリシン含有量を増やすために遺伝子組換えが行われたとうもろこしである旨を情報提供することが目的である。

改正案

ステアリドン酸産生大豆の表示の方法は、高オレイン酸大豆及び高リシンとうもろこしの表示の方法に
ならない、厚生労働省の認可リストの名称から引用して「ステアリドン酸産生遺伝子組換え」等とすること
したい。 <表示例>

名 称	食用大豆油
原材料名	食用大豆油 (大豆(ステアリドン酸産生遺伝子組換え))
内 容 量	300g
消費期限	〇〇.〇〇.〇〇
保存方法	直射日光を避け、常温で保存
製 造 者	〇〇食品 東京都千代田区△△